

事務連絡  
平成30年9月12日

各訪問介護事業所管理者様  
各介護予防支援事業所管理者様

みよし広域連合介護保険センター

「要介護（支援）認定申請中の暫定サービスによる身体介護を伴わない生活  
援助を提供する場合の取扱いについて（通知）」の記載誤り訂正について

日頃は、介護保険行政にご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

先般、送付しました標記の通知（平成30年9月7日付け各訪問介護事業所管理  
者、各介護予防支援事業所管理者あてみよし広域連合介護保険センター所長通知）に  
ついて、一部記載誤りがありましたので、下記のとおり訂正をさせていただきます。

記

下記の表中の赤字箇所について、「訪問型サービスA」から「訪問介護」に訂正しま  
す。

<訂正箇所>

別紙

【ケース2】自費が発生しないケース

変更申請後に暫定サービスで訪問型サービスAから訪問介護（身体介護を伴わない生活援  
助）に切替えてサービスを継続して利用した場合

